

議案第20号説明資料

令和元年5月28日

大磯町町税条例等の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	
一部改正条例第1条関係（大磯町町税条例）	3～8
一部改正条例第2条関係（大磯町町税条例）	9～13
一部改正条例第3条関係（大磯町町税条例）	14～15
一部改正条例第4条関係（大磯町町税条例等の一部を改正する条例）	16～18

税務課

## 大磯町町税条例等の一部を改正する条例

### 1 改正概要

平成31（令和元）年度税制改正の大綱において、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置（臨時的軽減）、軽自動車税種別割の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例（軽課））の見直しが行われ、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例等の一部を改正するものです。

### 2 改正内容

#### (1) 軽自動車税環境性能割の税率軽減に関する規定の改正【施行日：令和元年10月1日】

消費税率引上げに伴う対応として、自家用乗用車の取得時の負担感を緩和するため、環境性能割の税率が1%分軽減（臨時的軽減）されます。

対象の取得期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までです。

区分	措置前の税率	措置後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車（注）		
令和2年度燃費基準達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車（注）	1.0%	非課税
上記以外	2.0%	1.0%

（注）「排出ガス基準低減達成車」とは、平成17年排出ガス基準75%低減達成車、又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車をいいます。（以下同様）

#### (2) 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）に関する規定の改正

##### ア 適用対象車の見直し【施行日：令和3年4月1日】

環境性能割の導入を契機に、グリーン化特例（軽課）の適用対象を自家用乗用車の電気自動車等に限定する見直しが行われます。なお、当該見直しについては、現行の特例措置を2年間延長（※ 次ページのイ）した上で、令和3年度及び令和4年度に新規取得（新車に限る。）した自家用乗用車の電気自動車等に適用され、翌年度分の税率が軽減されます。

##### ① 電気自動車等

（軽減率：おおむね75%）

区分			標準税率	軽減税率	軽減後税率
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△8,100円	2,700円
3輪			3,900円	△2,900円	1,000円

イ 現行の特例措置の2年延長

【施行日：令和元年10月1日】

令和元年度及び令和2年度に新規取得（新車に限る。）した軽自動車については、平成30年度と同様にグリーン化特例（軽課）が適用されます。

① 電気自動車等

（軽減率：おおむね75%）

区分		標準税率	軽減税率	軽減後税率	
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△8,100円	2,700円
		営業用	6,900円	△5,100円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	△3,700円	1,300円
		営業用	3,800円	△2,800円	1,000円
3輪		3,900円	△2,900円	1,000円	

② 乗用 …令和2年度燃費基準+30%達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車

貨物用…平成27年度燃費基準+35%達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車

（軽減率：おおむね50%）

区分		標準税率	軽減税率	軽減後税率	
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△5,400円	5,400円
		営業用	6,900円	△3,400円	3,500円
	貨物用	自家用	5,000円	△2,500円	2,500円
		営業用	3,800円	△1,900円	1,900円
3輪		3,900円	△1,900円	2,000円	

③ 乗用 …令和2年度燃費基準+10%達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車

貨物用…平成27年度燃費基準+15%達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車

（軽減率：おおむね25%）

区分		標準税率	軽減税率	軽減後税率	
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△2,700円	8,100円
		営業用	6,900円	△1,700円	5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	△1,200円	3,800円
		営業用	3,800円	△900円	2,900円
3輪		3,900円	△900円	3,000円	

(3) 引用条項の整理

【施行日：この条例の公布の日】

法令等の改正に伴う引用条項の整理を行います。

大磯町町税条例 新旧対照表（一部改正条例第1条関係：公布の日時点）

改正案	現行
目次 省略	目次 省略
本則 省略	本則 省略
附 則	附 則
第1条～第4条 省略	第1条～第4条 省略
(平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の特例)	(平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の特例)
第5条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の税率は、第9条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。	第5条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の税率は、第9条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。
(固定資産税の課税標準の特例)	(固定資産税の課税標準の特例)
第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。	第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
(4) 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1	(4) 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
(5) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1	(5) 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
(6) 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1	(6) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
(7) 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1	(7) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
(8) 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1	(8) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
(9) 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7	(9) 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7
(10) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7	(10) 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7
(11) 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1	(11) 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1
(12) 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1	(12) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1
(13) 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する	(13) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する

改正案	現行
<p>条例で定める割合 3分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(15) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零</p> <p>第7条 省略</p> <p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</p> <p>第9条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第10条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用につい</p>	<p>条例で定める割合 3分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(15) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 零</p> <p>第7条 省略</p> <p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</p> <p>第9条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第10条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係</p>

改正案	現行															
<p>ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略													
省略																
省略																
	<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が</sup>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円														
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														
	<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が</sup>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円														
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
	<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が</sup>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															

改正案

現行

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正案	現行															
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="152 512 1099 710"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	<p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円														
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														
<p>第11条 省略</p>	<p>第11条 省略</p>															
<p>附 則 (施行期日)</p>																
<p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p>																
<p>(1) 第1条、第4条及び附則（附則第4項、附則第5項、附則第7項及び附則第8項を除く。）の規定 この条例の公布の日</p>																
<p>(2)・(3) 省略 (固定資産税に関する経過措置)</p>																
<p>2 改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p>																
<p>3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>																
<p>4・5 省略</p>																
<p>6 附則第1項第1号に規定する施行の日から令和元年9月30日までの期間</p>																



改正案

現行

における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第1条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「第1条改正条例」という。）第27条及び第1条改正条例附則第10条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第1条改正条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
第1条改正条例附則第10条第1項	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年大磯町条例第号。以下この項において「令和元年改正条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される第27条
第1条改正条例附則第10条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	令和元年改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
第1条改正条例附則第10条第1項の表第2号ア(ウ)の項	第2号ア(ウ)	令和元年改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

7・8 省略

大磯町町税条例 新旧対照表 (一部改正条例第2条関係：令和元年10月1日時点)

改正案	現行
<p>目次 省略                      本則 省略                      附 則                      第1条～第9条 省略  <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u>                      第9条の2 <u>法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)</u>に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第14条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。  <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u>                      第10条 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。  <u>(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)</u>                      第11条 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。  <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u>                      第12条 町長は、当分の間、第26条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。  <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u>                      第13条 第26条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。  <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u>                      第14条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>目次 省略                      本則 省略                      附 則                      第1条～第9条 省略</p>

改正案			現行		
第1号	100分の1	100分の0.5			
第2号	100分の2	100分の1			
第3号	100分の3	100分の2			
2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。					
3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。					
（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）					
第15条 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費として、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を神奈川県に交付する。					
（軽自動車税の種別割の税率の特例）			（軽自動車税の税率の特例）		
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車			第10条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の		
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定			2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲		

改正案

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
---------	--------	--------

現行

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
---------	--------	--------

改正案			現行					
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円	第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円			
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円			
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円			
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円			
(特別土地保有税の課税標準の特例)			(特別土地保有税の課税標準の特例)					
第17条 省略			第11条 省略					
<p align="center"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条、第4条及び附則(附則第4項、附則第5項、附則第7項及び附則第8項を除く。)の規定 この条例の公布の日</p> <p>(2) 第2条並びに附則第4項、附則第5項及び附則第7項の規定 令和元年10月1日</p> <p>(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2条の規定による改正後の大磯町町税条例(以下「第2条改正条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第2号に規定する施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>5 第2条改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>6 省略</p> <p>7 附則第1項第2号に規定する施行の日以後における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割に係る第2条改正条例第27条及び第2条改正条例附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2条改正条例第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> </table>			第2条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円			
第2条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円						

改正案			現行
第2条改正条例第27条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円	
	10,800円	7,200円	
第2条改正条例第27条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円	
	5,000円	4,000円	
第2条改正条例附則第16条第1項	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年大磯町条例第 <u>      </u> 号。以下この項において「令和元年改正条例」という。）附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条	
第2条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	令和元年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)	
	3,900円	3,100円	
第2条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	令和元年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) a	
	6,900円	5,500円	
	10,800円	7,200円	
第2条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	令和元年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) b	
	3,800円	3,000円	
	5,000円	4,000円	
8 省略			

大磯町町税条例 新旧対照表（一部改正条例第3条関係：令和3年4月1日時点）

改正案	現行				
<p>目次 省略                      本則 省略                      附 則                      第1条～第15条 省略                      （軽自動車税の種別割の税率の特例）                      第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="152 662 1099 699"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略	省略	<p>目次 省略                      本則 省略                      附 則                      第1条～第15条 省略                      （軽自動車税の種別割の税率の特例）                      第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 662 2103 699"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略	省略
省略	省略				
省略	省略				
<p>2～4 省略                      5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2～4 省略</p>				
<p>第17条 省略                      附 則                      （施行期日）                      1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。                      (1) 第1条、第4条及び附則（附則第4項、附則第5項、附則第7項及び附則第8項を除く。）の規定 この条例の公布の日                      (2) 省略                      (3) 第3条及び附則第8項の規定 令和3年4月1日</p>	<p>第17条 省略</p>				

改正案	現行
<p data-bbox="114 209 300 240">2～7 省略</p> <p data-bbox="114 245 1117 357">8 第3条の規定による改正後の第16条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	



大磯町町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（一部改正条例第4条関係：公布の日時点）

改正案	現行																					
<p>本則 省略 附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条及び第5条並びに附則（附則第3項、<u>附則第8項及び附則第9項</u>を除く。）の規定 この条例の公布の日 (2)・(3) 省略 (4) 第4条並びに附則第3項、<u>附則第8項及び附則第9項</u>の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>2～6 省略 (軽自動車税に係る経過措置)</p> <p>7 附則第1項第1号に規定する施行の日から<u>大磯町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年大磯町条例第 号）</u>の施行の日の前日までの期間における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第1条改正条例第27条及び第1条改正条例附則第10条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略			<p>本則 省略 附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条及び第5条並びに附則（附則第3項及び附則第8項から附則第10項までを除く。）の規定 この条例の公布の日 (2)・(3) 省略 (4) 第4条並びに附則第3項及び附則第8項から附則第10項までの規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>2～6 省略 (軽自動車税に係る経過措置)</p> <p>7 附則第1項第1号に規定する施行の日から<u>平成31年9月30日</u>までの期間における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第1条改正条例第27条及び第1条改正条例附則第10条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">8 <u>附則第1項第4号に規定する施行の日以後</u>における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割に係る第4条改正条例第27条及び第4条改正条例附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"><u>第4条改正条例第27条第2号ア(イ)</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td><u>第4条改正条例第27条第2号ア(ウ) a</u></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td><u>第4条改正条例第</u></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </table>	省略			8 <u>附則第1項第4号に規定する施行の日以後</u> における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割に係る第4条改正条例第27条及び第4条改正条例附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			<u>第4条改正条例第27条第2号ア(イ)</u>	3,900円	3,100円	<u>第4条改正条例第27条第2号ア(ウ) a</u>	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円	<u>第4条改正条例第</u>	3,800円	3,000円
省略																						
省略																						
8 <u>附則第1項第4号に規定する施行の日以後</u> における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割に係る第4条改正条例第27条及び第4条改正条例附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																						
<u>第4条改正条例第27条第2号ア(イ)</u>	3,900円	3,100円																				
<u>第4条改正条例第27条第2号ア(ウ) a</u>	6,900円	5,500円																				
	10,800円	7,200円																				
<u>第4条改正条例第</u>	3,800円	3,000円																				

改正案	現行		
	27条第2号ア(ウ) b	5,000円	4,000円
	第4条改正条例附則第16条第1項	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年大磯町条例第 <u>      </u> 号。以下この項において「平成30年改正条例」という。）附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条
	第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
		3,900円	3,100円
	第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) a
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
	第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) b
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
8 省略	9 省略		
9 第4条改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	10 第4条改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。		
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p>			
1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。			
(1) 第1条、第4条及び附則（附則第4項、附則第5項、附則第7項及び附則第8項を除く。）の規定 この条例の公布の日			

改正案

現行

(2)・(3) 省略

2～8 省略